

事業承継における 自己株式のみなし配当課税と その検証

ときわ税理士法人
税理士
鈴木 広典

はじめに

自己株式に関するみなし配当課税の問題については、非上場会社の事業承継という局面から検討した場合、従来、相続発生後の相続税納税という観点から議論されることが多かった。

この点に関しては、すでに平成16年度税制改正において、相続によって取得した非上場株式を相続後3年10か月以内に自己株式として売却した場合には、みなし配当課税は適用されず、株式譲渡益課税が適用されるという特例（措法9の7）が創設されている。

ところが、近年、この問題を単に相続発生後の相続税納税という観点だけで議論するのでは、明らかに不十分な状況となっている。これは、会社法の施行等もあり、さまざまな方法で自己株式の取得が可能となった現時点においては、特に、生前における事業承継対策の切り口からみなし配当課税の問題を十分検討する必要があるからである。

本稿では、この事業承継対策という切り口からいくつかの活用例を通して自己株式に関するみなし配当課税の問題を検討していきたいと思う。

I 自己株式の取得に関する 会社法上の取扱い

1…自己株式を取得できる主なケース

会社法が施行されたことによって、会社は従前よりもさまざまな方法で自己株式を取得できることとなった。会社が自己株式を取得できるケースとして主なものは、以下のとおりである。

- ・株主総会決議に基づく株主との合意による有償取得（会社法155③）
- ・譲渡制限株式の取得（会社法155②）
- ・取得条項付株式の取得（会社法155①）
- ・全部取得条項付種類株式の取得（会社法155⑤）
- ・取得請求権付株式の取得（会社法155④）
- ・相続人等に対する売渡し請求（会社法174）
など

2…「株主総会決議に基づく株主との合意による有償取得」の概要

非上場会社において自己株式を取得する場合の最も一般的な方法である「株主総会決議

に基づく株主との合意による有償取得」について、その法的手続、財源規制等を確認する。

(1) 法的手続

① 株主総会決議

会社が、株主との合意により自己株式を有償で取得する場合には、あらかじめ取得する株式の種類、数量、総額、期間等に関する株主総会の普通決議が必要となる。

なお、会社が特定の株主から自己株式を取得する場合には、株主総会の特別決議が必要となる。さらに、株主総会の2週間前までに特定の株主以外の株主に対し、「特定の株主に自己をも加えたものを株主総会の議案とすることを請求することができる旨」の通知をしなければならない。

② 取締役会決議

会社は、上記①の株主総会決議に基づき実際に自己株式の取得を行う場合には、取得の都度、その取得する株式の種類、数量、1株当たりの買受金額、申込期日等を取締役会の決議によって定めなければならない。

③ 株主への通知

会社は、取締役会決議で定められた内容を株主に対し通知しなければならない。また、通知を受けた株主のうち、その保有する株式について譲渡の申込みをしようとする者は、当該会社に対し、その申込みをする株式数を明らかにした上で申込みをしなければならない。

(2) 財源規制

会社は、自己株式を取得する場合には、株主に対して交付する金銭等の帳簿価額の総額が、その時点における分配可能額を超えることはできない。なお、分配可能額とは、剰余金等の合計額から自己株式の帳簿価額の合計

額等一定の金額を控除して算定される額をいう。

II 自己株式の取得に関する 税務上の取扱い

ここでは、自己株式として譲渡を行った個人株主サイドの課税関係を確認しておきたい。

1…原則（所法25①五）

自己株式として譲渡を行った個人株主は、その売却価額と取得価額の差額に関し、下記のとおり、みなし配当課税と株式譲渡益課税が発生する。

(1) みなし配当課税

下記の算式により計算される金額（みなし配当額）が、所得税法上、配当所得として課税（総合課税：最高税率50%）される。

みなし配当額＝交付金銭等の額（自己株式の売却価額）－自己株式対応の資本金等の額

(2) 株式譲渡益課税

下記の算式により計算される金額（譲渡益額）が、所得税法上、譲渡所得として課税（申告分離課税：非上場株式の場合、税率20%）される。

譲渡益額＝交付金銭等の額（みなし配当額を除く。）－自己株式の取得価額等

(3) 具体例

自己株式の売却価額：1株当たり500円

資本金等の額：1株当たり200円

取得価額：1株当たり100円（譲渡費用等はないものとする）

みなし配当額（総合課税）：

500円－200円＝300円

譲渡益額（申告分離課税）：
 (500円-300円) -100円=100円

2…相続株式特例（措法9の7）

相続等により非上場株式を承継した者が、当該株式をその発行会社に対し自己株式として売却した場合において、下記の条件のすべてを満たすときは、上記1のみなし配当とされる部分の金額についても譲渡所得として課税される。

- ① 納付すべき相続税額のある個人が売却していること
- ② その相続税の課税価格の計算に算入された非上場株式であること（相続開始前3年以内の贈与又は相続時精算課税制度により課税価格に加算されたものを含む。）
- ③ 相続のあった日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までの間に売却していること

III 事業承継対策における自己株式の活用例とその問題点

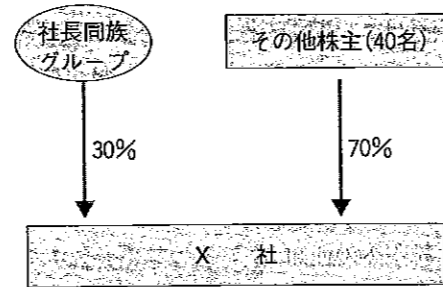
事業承継対策を検討する際、自己株式の買取りを活用したいケースは多々見受けられるが、実務的には実行できないことが多い。その大きな理由の一つが「みなし配当課税」といえる。

ここでは、二つの事案をもとに自己株式の買取りを活用した事業承継対策案を検討し、その問題点を確認したい。

1…事案Ⅰ：事業承継者以外の株主からの株式買取りによる経営権の集中

(1) 事案の内容

- ・当社（X社）は社歴60年の老舗の繊維問屋で、現状、非上場会社であり、今後も株式公開等の予定はない。
- ・現在の社長は3代目で、社長及びその親族（社長同族グループ）の持株比率（議決権割合）は、合計で30%となっている。
- ・それ以外の株主については、元々は初代社長の創業当時の役員や幹部従業員であったが、長年の世代交代によって株式が分散してしまい、現状40名ほどとなっている。
- ・業況は安定的に推移しており、長年の利益の積み重ねによって、会社は潤沢な資金を保有しているが、社長個人には、あまり資産の蓄積がなされていない。



(2) 現状の問題

- ・このままさらに株主の世代交代が進めば、ますます株式は分散し、X社と関係の薄い株主が増えてくることとなる。こうした場合、将来において経営の意思統一が図れなくなる可能性が考えられる。
- ・社長同族グループの議決権割合の合計が30%となっているため、社長同族グループのみでは、自ら経営の意思決定ができない状況となっており、株主の意思統一が図れなくなった場合、機動的な事業運営に重大な問題が発生する可能性が考えられる。

(3) 対策案の検討

上記(2)の問題を踏まえ、社長同族グループの議決権割合を高める対策案として、X社が社長同族グループ以外の株主から自己株式として株式を買い取っていくことを検討することとした。

(4) 期待される効果

- ・X社が保有する潤沢な資金を株式の買取り資金として活用することが可能となる。
- ・X社が取得した自己株式は、議決権等がなくなるため、残った社長同族グループの議決権割合を相対的に大きくすることが可能となる。

(5) 対策案の問題点

上記対策案に基づき各株主と実際に交渉を開始した。X社が自ら買受人となる本対策案の場合、譲渡する株主は、自己株式の売却となるため「みなし配当課税」の適用を受けることとなる。したがって、最終的に手許に残る税引後の売却代金が大幅に減少してしまうことが明らかとなった。

大部分の株主からこの点を主張され、株式譲渡益課税が適用されることとなる社長同族グループでの買受けを強く希望された。結果、社長はX社の保有する潤沢な資金を活用できず、自ら借入金によって資金を調達し、株式を買い取らざるを得なくなった。

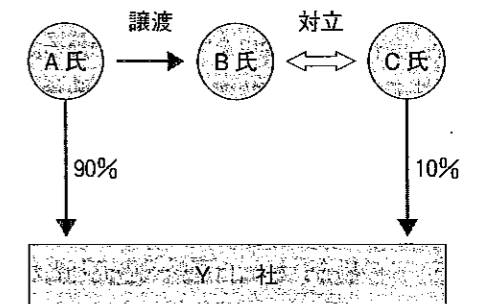
2…事案Ⅱ：全部取得条項の付与と敵対的株主からの株式取得

(1) 事案の内容

- ・当社（Y社）は製造業を営む非上場会社であり、当社の一部の株式については、譲渡制限が付されている。
- ・現在の社長（B氏）は、昨年、Y社の元々

の創業者であるA氏からM&Aにより株式の譲渡を受け、新たに社長となった者で、その持株比率（議決権割合）は90%となっている。

- ・残りの10%の株式については、従前からA氏の従兄弟（C氏）が保有している。C氏は、M&Aの経緯等もあり、社長のB氏とあまり良好な関係となっていない。



(2) 現状の問題

- ・社長のB氏は、議決権割合の90%を保有しているものの、C氏との関係が悪化した場合、スムーズな事業運営が困難となる可能性（株主代表訴訟などのリスク）がある。
- ・仮に、C氏が外部の第三者にその保有する株式を売却しようとした場合、それを阻止するために、B氏もしくはY社は、高額の買取価額で株式を取得せざるを得ない可能性がある。

(3) 対策案の検討

上記(2)の問題を踏まえ、B氏は、C氏が保有する株式を含めた約30%超の株式について「全部取得条項」を付すことを検討することとした。

なお、「全部取得条項」とは、「会社が株主総会の特別決議によってその種類の株式の全部を取得することができること」をいう。

また、この場合、会社は、定款変更及び取

得のための株主総会の特別決議と当該全部取得条項を付する種類株式の種類株主総会の特別決議が必要となる。

(4) 期待される効果

- ・C氏が保有する株式について「全部取得条項」を付けることにより、C氏との関係が悪化した場合には、会社はC氏の株式を取得することが可能となる。
- ・既存の株式に「全部取得条項」を付する場合、会社は定款変更をする必要がある。会社法では、この定款変更に対抗する株主に対して株式買取請求権を認めている。
- ・仮に、C氏が定款変更に対抗した場合、株式買取請求権を行使することが可能となるが、この場合には、自己株式の売却となるため「みなし配当課税」の対象となり、最終的に手許に残る税引後の売却代金が大幅に減少してしまうこととなる。したがって、C氏は、株式買取請求権を行使しにくい状況といえる。
- ・一方、「全部取得条項」を付した場合において、その取得の対価を金銭等ではなく、当該会社の株式等のみとした場合など一定

の要件を満たした場合には、平成18年度税制改正により、「みなし配当課税」は適用されず（所法25①四）、さらに「株式譲渡益課税」は繰り延べられることとなった（所57の4③三）。したがって、取得の対価を無議決権株式にするなど一定の方法によって、B氏にとって実質的な効果を維持したまま、C氏にとっても税務上メリットのある対策案にすることが可能となる。

(5) 対策案の問題点

前述のとおり、「全部取得条項」を付す場合には、株主総会の特別決議が必要となる。したがって、本事案のように特別決議が可決できるだけの議決権の賛成（総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、当該議決権の3分の2以上の賛成）が必要不可欠となる。

<参考文献>

- ・税理士法人山田&パートナーズ他編著『金庫株の税・会計・法律の実務 Q&A』（第4版）（中央経済社）
- ・坪多晶子・江口正夫『中小企業のための種類株式完全活用マニュアル』（ぎょうせい）

〔すずき ひろふみ〕